

議案第 4 5 号

八幡浜市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 6 月 6 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八幡浜市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(員数)</p> <p>第 3 条 地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者(法第 9 条第 1 号に規定する者)の数がおおむね 3, 0 0 0 人以上 6, 0 0 0 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。なお、第 1 号被保険者の数は、法第 1 1 7 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画において見込まれる第 1 号被保険者の数とする(次条において同じ。)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（<u>介護支援専門員であって、介護保険法施行規則第 1 4 0 条の 6 8 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して 5 年を経過した者にあつては、修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）</u>その他これに準ずる者 1 人</p>	<p>(員数)</p> <p>第 3 条 地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者(法第 9 条第 1 号に規定する者)の数がおおむね 3, 0 0 0 人以上 6, 0 0 0 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。なお、第 1 号被保険者の数は、法第 1 1 7 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画において見込まれる第 1 号被保険者の数とする(次条において同じ。)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（<u>_____</u> <u>介護保険法施行規則第 1 4 0 条の 6 8 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であつて、当該研修又は同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して 5 年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u>をいう。）その他これに準ずる者 1 人</p>

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（この条例による改正後の八幡浜市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ。）については、同号の規定にかかわらず、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日）までに修了した場合には、同号の規定する日までの間に修了したものとみなす。

2 前項の規定により新条例第3条第3号に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

3 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第3条第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。

4 前3項の規定にかかわらず、平成26年度以前修了者が、平成29年3月31日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。

（八幡浜市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 八幡浜市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成27年条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削るものとする。

改正後	改正前						
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条第3号の改正規定及び次条の規定は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条第3号の改正規定及び次条の規定は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>第2条 平成25年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に対するこの条例による改正後の八幡浜市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例第3条第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時に応じ、この規定中「当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="831 864 1394 1216"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 864 1098 949">主任介護支援専門員 研修の修了時</th> <th data-bbox="1098 864 1394 949">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 949 1098 1081">平成23年度までに 修了した者</td> <td data-bbox="1098 949 1394 1081">平成31年3月31日 までに及び同日以降5 年を超えない期間ごと に</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1081 1098 1216">平成24年度及び平 成25年度に修了し た者</td> <td data-bbox="1098 1081 1394 1216">平成32年3月31日 までに及び同日以降5 年を超えない期間ごと に</td> </tr> </tbody> </table>	主任介護支援専門員 研修の修了時	読み替える字句	平成23年度までに 修了した者	平成31年3月31日 までに及び同日以降5 年を超えない期間ごと に	平成24年度及び平 成25年度に修了し た者	平成32年3月31日 までに及び同日以降5 年を超えない期間ごと に
主任介護支援専門員 研修の修了時	読み替える字句						
平成23年度までに 修了した者	平成31年3月31日 までに及び同日以降5 年を超えない期間ごと に						
平成24年度及び平 成25年度に修了し た者	平成32年3月31日 までに及び同日以降5 年を超えない期間ごと に						

提案理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

